大阪府耐震改修促進計画審議会（第６回）　議事録

■ 開催日時　平成30年８月９日（木） 15時00分 ～ 17時00分

■ 出席委員　澤木会長、大石委員、越山委員、近藤委員、山鹿委員、山田委員

**議題(1)　大規模建築物及び広域緊急交通路沿道建築物の目標（府民みんなでめざそう値）の設定**

【委員】　　こんにちは。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございました。

第２回目ということで、本日議題が３つございますけれども、前回先送りしている形になっております大規模建築物と広域緊急交通路沿道建築物の目標値、これをどうするかというものを最初に議論させていただいて、２つ目に国の社会資本整備審議会の部会で、大阪府北部地震の被害状況について検討されているので、その報告をいただきます。それから３つ目にこの審議会として、「住宅建築物耐震10ヶ年戦略・大阪」に対しての答申の中間とりまとめの案について議論させていただくと、こういう予定になっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、順に進めてまいります。

議題１「大規模建築物及び広域緊急交通路沿道建築物の目標（府民みんなでめざそう値）の設定について」でございます。

まず事務局から資料の説明をよろしくお願いします。
【事務局】　　（資料１により説明）

【委員】　　ただいま説明のありました目標の設定について、大規模建築物、それから広域緊急交通路沿道建築物のみんなでめざそう値をそれぞれ案１から３まで、同じ形ですけれども、ご提示をいただいておりました。さらに、広域緊急交通路沿道建築物につきましては、優先すべき路線、あるいは建築物の選定方法、この例につきまして説明をいただきました。ステップ１から３というものですね。これらについて今からご議論いただきますけれども、まず目標について決めていく必要がございますので、目標の方を先に審議させていただければと思います。大規模建築物、それから広域緊急交通路沿道建築それぞれどちらからでも結構ですので、ご意見ご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

案１はどちらも現行の計画の中で設定しているもので、ほぼ実現は困難だろうというものですよね。

【事務局】　　大規模につきましては、平成32年といいますのは、大規模が含まれる多数のものが利用する建築物の耐震化率が今95％という目標になっておりますので、その中でも大規模は特に大事だということで、平成32年で解消ということで書いております。現行では、まだ目標設定はございません。

【委員】　　広域緊急交通路沿道建築の方は現行のもの。

【事務局】　　はい。

【委員】　　わかりました。それぞれ３つで１番年次を遠く置いているものが案３でございますけれども、案３の2030年になりますと、大規模の方も広域緊急交通路沿道建築の方もほぼできるという見込みはあるんでしょうか。またフィジビリティっていうのがやっぱり問われると思いますので、毎回目標を先送りにしていくような形になりますと、オオカミ少年みたいになっていくので、その辺きっちりと定めていかないといけないと思いますけどいかがでしょうか。

【事務局】　　案２につきましては、大規模の方は、今のところ、現状と見込みでもお示しさせていただいているように、我々といたしましては、案２の方でもできるのではというふうに考えております。広域緊急交通路沿道建築の方につきましては、前回いろいろご審議いただいた中でも、大規模に比べるとかなり難しいというようなご意見をいただいたことは十分分かってはいるのですが、今回、2025年、平成37年としても、あとまだ７年間もございます。半分以上占めます大阪市の分につきましても、今年度末くらいに診断結果を公表するということで、これをきっかけに動くことも十分ございますので、府民の目指す大きな目標といたしましては、平成37年、2025年ということでやらせていただきたいと考えております。

【委員】　　質問になるのですが、大規模建築物の耐震化の取組みの説明があって、公表資料の耐震化予定を反映して83棟という数字で、この83棟は７年後には耐震化してるということでよろしいですか。

【事務局】　　こちらにつきましても耐震状況を公表した際に、所有者様の方で、耐震化の予定がありますということで出していただいておりますので、かなり現時点でも耐震化の可能性が十分高いものでございます。

【委員】　　それは年次が決まっているのかどうかというところなんですけど、意向はあるという話なのか、そこまでにやりますよという話なのか、いわゆる確実性ですね。確実にやるものなのかどうかと。やらないのであれば実はこっちもしんどいなと思ったりするんですけども。

【事務局】　　こちらの公表と言いますのは、例えばホームページで公表されている資料の中に、それを掲載しても大丈夫ということで所有者の方からいただいてますので、かなり確実性は高いものかなというふうに考えております。

今、116棟から83棟に減るものにつきまして、言い方を間違えたんですけど、116棟から83棟に減っている部分（33棟）が意向を示されているものです。83棟はどんどん減らしていかなければならないものでございます。

【委員】　　33棟ですかね。これについては耐震化を予定してます、という公表しているということですね。意思表示を公表しているということですね。

【委員】　　あと83棟から48棟に減っている部分（35棟）はヒアリングをして意思があるとなっているもので、48棟はよくわからないというものだったと思うので、そうすると平成29年の122棟から考えていくと、まず今、年次変化を見ると、この33棟減るというのも、10年ぐらいかかるのではないかと。この減っていく感覚からすると10年というよりは、35年ぐらいかかる感じ。年間６棟ずつぐらいしか減ってきていないので、急激にばたっと減るのかな、どうかなという話と、でも平成37年にゼロを目指すわけですから、そうすると全然遅くて、年間10棟とか20棟とか30棟ぐらいのペースで減らしていかないとこの目標には達しないという見込みです。

それに対して今話をすると、ほぼ大規模建築物はいけるんじゃないかという議論になったんですけど、それは本当ですかというところで。本当にいけるんですかと。この数字、この減り方、今の状況で今持ってる大阪府のデータで本当にいけるって言ってるんですか、というその見込みと、これの具体性をちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

【事務局】　　具体性といいますか、その48棟といいますのが、現時点でヒアリング等でご意向をいただいていないところでございまして、その残っているものにつきまして、例えば、前回の資料でもございましたが、物販とか危険物の用途の大規模建築物につきましても、大企業の方がお持ちのものが占めているとか、前回委員におっしゃっていただいた例えばＣＳＲとか、新しい取組みをやっていって動く可能性があるものが多いかなというふうに考えておりまして、現時点で確実というには、当然所有者あってのものですから、この場で断言は出来ないのですが、かなり可能性のあるものでございますので、ここに書いております、目標達成に向けた取組みをきっちりやっていきまして、しっかりと目標の達成を図っていきたいというふうに考えております。

【委員】　　もう１回聞きますけれども、平成30年の３月時点で116棟あるわけですよね。目標が平成37年ですよね。で、残り116棟ですよね。年間10棟ずつぐらい足らないですよね、10棟では。つまり16棟ぐらいずつ減らしていかないと足らないということで、図は平成31年末で16棟ぐらい減ってるのかどうか。結構傾きをぐっと落とさないとゼロにならなさそうなんですけども、今の傾きのままでずっといくと、平成37年どころか、平成42年にしても相当残るんじゃないかというところでして、傾きを下げるというのは目標値であるというのはそのとおりなんですけれども、相当傾きを下げないといけないわけですよね。つまり、今、楽観視全然できない数字であるという認識があるかどうかだと思うんですね。

【事務局】　　楽観視という意味では、決して楽観視をしているというわけではございませんで、今回を契機に様々な取組みをやりまして、全力で当たっていかなければならないと、そこは十分認識しております。

【委員】　　フィジビリティがあるのが７割ぐらいあって、あと３割ぐらいは努力目標でおくというような、ちょっと政策的な意図の目標設定ということになりますかね。最初の116棟から83棟に減る33棟ぐらいは、多分今の支援の取組みの中でも、やるって言ってるので、この中で、その建物をお持ちの主体の方が改修工事に取り組めば、２年とか３年以内に工事着工して、進行して、という形でいくと思いますので。例えばこの33棟は平成33年ぐらいまでにだいたい解消する、と。

そして残りの今度83棟から48棟に減る35棟というのはヒアリングでいろいろ聞いていくと、やっぱりやらないといけないなという意識を持っていただいてるんですけども、多分現行の仕組みだと進んでやります、とまだ言えない。もっとこういう支援が欲しいみたいなところがいろいろ課題として残っているのだと思いますけど。その辺は明らかにしながら、例えばこの48棟までを５年後ぐらいのスパンでというか、平成35年ぐらいにする。そして、残りの48棟はその間にもいろんな啓発とか協議をしていく中で耐震改修に向かっていただくような形にして、並行してどんどん解消していかないと、48棟を7年間ですから、だいたい年あたり7棟ぐらいを今はあまり改修意欲を持っていない方に改修意欲を持たせて、取り組ませるというところに７年間で持っていかないといけないという、何かそんな形の進め方を想定して、それでいけそうかというあたりですよね。

いずれにしてもこの48棟のところは特に大きな課題ですよね。これはヒアリングの中で、こういうところに支援が足りないんだという課題とかは見えてきているんでしょうか。

【事務局】　　前回のときにもお示しさせていただいたんですけれでも、お金の面もございますけれども、店子さんがいるようなところで調整が難しいですとか、様々な相談先といいますか、他の支援についても、わからないところがあるとか、そういうものがございましたので、今回新たにそういうところを充実しますとともに、先ほど教えていただきましたように、残り122棟、さらに83棟とか48棟と、かなり具体的に状況がわかっていますので、これにつきましては全てきめ細かく全力で当たってまいりたいというふうに考えております。

【委員】　　ご意向ということなんですけれども、いかがでしょうか。

国の方で一応この案に当たるものはアクションプランで置いてるんですけど、国の方は何らかの予算の手当てをして促進していこうといったような根拠的な部分を持っているんでしょうか。

【事務局】　　今回、新たな目標を示すとともに、支援の重点化ということを打ち出されております。ただ、具体的な重点化の内容につきましては、来年度予算での調整ということで、この夏から秋くらいに概要が示されると考えております。

ただし、支援の重点化ということは明確に打ち出されております。

【委員】　　大阪府北部地震というのがあって、タイミング的にはやはり意識的に一番高いのが今かなと。このまま何もないに越したことはないんですけど、何もないと人の意識ってどんどん薄れてきますから、長く時間をとるとそれだけ達成確率が上がるかというと、なかなかそこは一概には言えないので。今回こういう地震が実際にあって、それを上手く、言葉は変ですけど利用してといいますか、そうしてやっていくと。このタイミングで無理だと、後はもうどうしようもないかなと。いくら時間を伸ばしても難しいかなという感じはしています。

【委員】　　今おっしゃったことでいうと、案３のように少し先に置いてしまうよりは実現できるかできないか、ちょっと残るかもしれないけど、努力して頑張りしろが残るけれども、みんなで邁進していきましょうみたいな目標を受ける案２あたりが妥当でしょうか。

【委員】　　そうですね。案２で。たぶん残るとは予想がつくんですけど、残ったその個別の案件に対してもう少し何かがあるかもわからないので。

【委員】　　はい、特殊事情があるものが残るかもしれませんけどね。

大規模の方はそういうご意見が出てまいりましたが、２番の広域緊急交通路沿道建築の方はいかがですか。こちらはもうちょっと読みにくいですよね。実現可能性というのは。大阪市の診断結果が公表されるとそれによって耐震性不足をやはり解消しなければいけないという事業者の方とかが耐震改修をやりますよと表明してくれるというか。この大規模の方で耐震化予定の反映っていう、これに当たるものが、広域緊急交通路沿道建築物でも、もう少し見えてくるのではないかと予測されるんでしょうか。

【事務局】　　広域緊急交通路沿道建築のほうも予定があるというように書くことになっておりますし、公表されるということで、かなりプレッシャーというものもお感じいただけるかなというふうに考えております。

【委員】　　ちょっとその辺の結果が見えないと大規模のような形で順番にステップでこんなかたちで減りそうだというようには、まだ具体的に描けないということですね。

この広域のほうの目標の書き方ですが、いずれも耐震性の不足するものを概ね解消するという、少しぼやけた、完全に解消するのではなく、概ね解消するという言い方ですね。

ちょっと前回も議論になりましたが、こちらはなかなか棟数も多いので、大規模と同じように置けるのかという懸念があります。資料の３番で示していただいてる路線とか建築物を選定していって、危険性の高い重点的に取り組むべきものからやって、リスクを下げていこうとこれはわかるんですけれども、目標に書いてあるような、概ね解消っていうところまで数の上でそこを達成しようと思うと、なかなか2025年というのは短い気がしますけど、国も一応ここに置いてるんですね。こちらの方がより厳しいというか。

広域の方ご意見などいかがでしょうか。

【委員】　　質問ですけど３番の絞り込みと目標でどう絡めて考えたらよろしかったんでしょうか。案１，２，３を選出するに当たって、３番の危険性の高い建築物って、何か考慮するんでしたっけ。３番の選定方法の例というのを説明していただいたんですけど、これはどう合わせて考えればいいんでしょうか。

【事務局】　　こちらにつきましても、前回のご議論の中でも、特に広域緊急交通路沿道建築につきましては、270棟全部っていうのは難しいのですが、特にそのなかでも順番としまして、危ないもの、まさに通行できる機能を確保するために、大事なところからやっていかなければいけないですね、というご指摘がございまして、例えば、その考え方といたしまして、こういう絞込みなんかで優先順位をつけてやっていくことにより、きっちり通行できるような所を確保していくというような考え方でございます。

【委員】　　優先順位は、この選定例でちょっと考えられますよということですけど、案で出ているこの概ね解消という対象の数としては、あくまでも表の一番上の棟数ということですか。はい。わかりました。

【委員】　　今のお話で、この３番に指定されている「危険性の高い」で最終絞り込まれた26棟を2025年までにということではない、ということですか。

【事務局】　　まず重点と言いますか、例えば平成37年度でしたら7年間ございますけれども、まず順番としまして、26棟に全力をかけてと。当然270棟で数が分かっておりますので、全てに当っていくんですけれども、その中でも、特にまず危ないものから、順次解消に向け働きかけていくというようなことでございます。

【委員】　　26棟が2025年に達成できれば、概ね達成ということになるのですか。

【委員】　　目標の設定の方は概ねっていうのはこの270棟全部ですよね。270棟全部が対象です。その中でも優先順位をつけていこうというのが３番の方で。危ないものから手をつけていけば、広域緊急交通路沿道建築を塞いでしまうリスクが減るんではないかということになっています。

【委員】　　今のお話の続きで先ほどの大規模の方ですが、今働きかけをされているというのは私ども民間的な考えですと、補強等をお願いするときは、やってくださいねと言ってもなかなか無理なので、具体的に補強案を持っていって、これでどうですかという提案方法になるのですが、その働きかけというのは個別対応としてどのような、それぞれ皆さん建物も用途も違うと思いますので、一概に目標値を目指しましょうというようなことではなかなか皆さん動かれないのかなと思うのですが、働きかけとしてはどのような形でされているのでしょうか。

【事務局】　　実際には今の段階では全てのところに行政のほうで耐震化をお願いしますというような、委員がおっしゃったみたいな具体の困っているご相談にのれるようなものを持って行っているというような状況ではございませんので、様々な金融とか法律とか所有者の調整のアドバイスもできるような形で働きかけができるようにしたいと考えております。

【委員】　　よろしいでしょうか。資料の６ページに図が２つありますけれども、この右側の耐震性不足の棟数の推移の想定というもので、案２の2025年度が一番右にあるんですけども、2017年から2018年の改修実績の年間13棟で、この曲線を伸ばしていくと収束しそうなんですか。

要するにBAUで伸ばせば、若干この大阪市の診断結果の公表によってバイアスが働いてもう少し傾きが急になってという期待はあると思うんですけれども、だいたいこの年間13棟ぐらいが広域緊急交通路沿道建築では改修されていくっていう、これは割と定常的にいけるんでしょうか。

【事務局】　　こちらにつきましては、今公表されたばかりでございますので、これからのものでございます。年間13棟では、単に直線を延ばしただけではいきませんので。

【委員】　　左の図を見ると13棟というのはかなり特異的に伸びた年ということですよね。

【事務局】　　これはまさに耐震診断結果の公表とかがあって一気に進んできているという状態でございますので、こちらのほうにつきましても、単に楽観視してというものではございません。大きい目標として設定ということです。

【委員】　　大阪市の診断結果の公表とこの前の北部地震があった直後ということで、より強いインセンティブが働くことを期待するというところなんですね。単純計算では257棟を解消するためには13で割ると20年かかりますよね。2038年になってしまう。それを13年前倒しして、事務局はこの広域緊急交通路沿道建築についても、目標は案２の2025年が適当であるという、案２を置きたいということですね。

【委員】　　こちらの広域緊急交通路沿道建築の方の対象の建物のオーナーさん等に何かヒアリングとかされたことはありましたか。

【事務局】　　やっております。

【委員】　　そのときの反応っていうのはどうですかね。要するに、自分のところが倒れて道を塞いで非常に公共的に大きな影響を与えるということに対しては、自覚というか認識はしていただいていたのかどうかというところを知りたいんですけれども。自分の家が潰れて自分の身が危ないということとちょっと性格が違うので。

【事務局】　　昨年度、重点的にヒアリング、働きかけをしましたけれども、そういう危険性についてあなたはどう思っていますかという感じの聞き方はしていなくてですね。

【委員】　　ただ、対象になってる理由というのは結局そういう理由ですよね。道が塞がれるからとそういう話はお伝えしていただいてるんですか。

【事務局】　　その趣旨は伝えております。

【委員】　　それに対しては理解は示していただいているんですか。

【事務局】　　理解していただいております。もちろん、反発をお持ちの方もいらっしゃれば、認識していただく方もおられます。前回、審議会の資料で所有者の意向というのを資料としてお出ししておりますけれども、そのときに耐震改修を実施するのが困難な理由として20%の方が必要性を感じないというお答えをされていたというのは事実です。この方たちにも、今後、対象棟数の半分以上を占める大阪市も公表しますので、より伝えていったり、周辺の方もそういう理解をされるということで進めていけるのではないかと思います。

【委員】　　なんだか難しいんですけれども、目標値を高く積極的に設定して頑張ろうというそこは尊重したいと思いますが、それだけでいいのかっていうあたりが。現実的には案２で行くとしても、３番の方のいろいろ検討していただいたもので言うと、せめてこのステップ1なんですかね。

到達ルートに設定されている路線沿道の122棟、これは少なくとも、2025年でやりますよ、みたいなだと、かなり現実的な説得力のあるような感じはしますけど、270棟全部してしまいますよっていうと、そこまで本当にいけるのかなっていう。高い目標を置くなということは言えないので、あれなんですけど。これはちょっと政策的な目標設定の仕方ですかね。無理かもしれないけど高いところに置いといて、またちゃんとフィジビリティを見ながら、国も見直すタイミングに合わせて、また今回のように目標値を見直していくということになりそうなんですけど。

【事務局】　　実際この資料の５ページでも書いているんですけれども、府民みんなでめざそう値ということでございますので、広域緊急交通路沿道建築というのは、本当に重要性がございますので、やっぱり早急に耐震化をしていかなければいけないということと、耐震の機運が高まっている今、この機会でございますので、大きな目標としましては、とにかく早急に解消を目指すということで、みんなでめざそう値という目標といたしましては、これを置かしていただきたいと。

具体的な目標とか取組みに関しましては、前回もいろいろとご意見をいただきましたように、危ないものからまずやっていくとか、そういうことを具体的に書いていくというふうに考えておりまして、戻りますが、みんなでめざそう値のような大きな目標につきましては、やはり早急にやっていかなければならない大事なものだということで、解消を目指すというような書き方をしたいなというふうに考えております。

【委員】　　難しいのは難しいと思うんです。ただ、これ10年かけて20年かけていいのかっていったら、やっぱり大阪府としてはとにかく平成37年までに目指しますよということで意識づけをすることの方が大切で、そこまでとにかくみんなで頑張ろうよっていうめざそう値であれば、2025年でいいのではないかと私は思います。

【委員】　　そうですね。前回の計画を作ったときに、こういうみんなでめざそう値っていうものを付記したあたりにはそういった意図がありまして、みんなで目標を共有していこうというところがありましたので、ちょっと我々自然科学系の人間は本当に数字的にできるのかっていうそういう客観性を求めてしまうんですけれども。

【委員】　　目標値としては2025年ということでいいと思うのですが、耐震診断結果の安全性区分がⅠとⅡで、Ⅰの方が数字的には多いと思うのですけども、実際に補強する、補強を完了するということになりますと、Is値が0.3を切る建物を補強するというのは非常に困難で、私どもの経験では、Is値0.3以下の場合は建替えを選ばれるというのが８割がたぐらいかと思うのですが。その際に、耐震診断をして次に補強計画をされた時に、補強はどうしてもできないので、建替えという意向になった時には、また補助は別途出るのでしょうか。

【事務局】　　建替えの意向を示された場合の支援制度につきましては、現状で申し上げますと、除却に要する費用について補助させていただくという制度になってまして、実際の新築にかかる費用については、そこまでは、現状、補助制度は持ち合わせてございません。

【委員】　　新築への補助がないと、難しいものが出てきますよね。

【委員】　　両方とも目標値をここにするということでいくとすると、基本的な立場として相当厳しいよというところから多分入るんだと思うんですね。相当厳しいです、でも高い目標を置きますと、本気で頑張りますというところだと思うんですよね。その姿勢であればまあいいかなと思うんです。現実的にできるかどうかというと非常に難しい値である、現状のやり方では。だからよっぽど抜本的な何かを入れていかないと、今までどおりの国の補助通りやってます、では全然無理ですね、という認識のもとで、少し後ろ倒しして高い目標値を設定するという大阪府の姿勢が見られれば、それはそれでいいのかなと思うんですね。ただ相当やらないと、府民の皆さんも相当頑張ってもらわないと無理ですし、公共も相当頑張らないと無理ですね、という現状認識がまず欲しいかなと思います。それなしに何かそこをめざしましょうねって言っても、多分今までと同じような気がするので、この審議会でのお話からすると、現状を見ると相当厳しいねというところがまず１点目で、この目標にするっていうのはそれは相当の覚悟ですね大阪府さん、という審議会答申の形になると思うんですよね。と言いながらこれをどんどん、どんどん後ろ倒ししていくのはやっぱり良くなくて、平成37年、2025年に設定するのにはある程度意図を持った方がいいと思うんですよね。それはやっぱり南海トラフ等々が迫っているという中で、2025年としたときにあと10年ぐらいで西日本にでかい地震がくるよという危機感のもとで、そこまであと10年しかない中のところで、ちょっとこれくらいのことはやっとかないと、他のことまでまわらないんじゃないのぐらいのそういう目標だと。だから、何かただ高い目標だけじゃなくて、その先にある災害のリミットっていうものにどんどん近づいている中で、もうちょっとこれくらいが限界じゃないのというリミットだという、ちょっと危機感を持った方がいいんじゃないかなと思うんですね。だからそういう意味では出来ないって言ってしまうのはよくなくて、そこまでにやらないと次はもっと被害がでかくなるだけであって、やっぱり結構危機感がある目標設定で、やれないけどもやらなきゃいけないというところを府民みんなでめざしてくという書きっぷりがいるのかなと思います。

【委員】　　だから、あえて少し高めの目標を示すことで、危機意識も高めていただくっていうか、行政の方はそのくらいの危機意識を持っているからこういう目標値を置いてるぞ、というメッセージを合わせて発するという、そういう部分を付加してというとこですかね。

【委員】　　絞り込みとかをやっていただいて参考資料の地図とかで少なくとも、近辺の府県から入ってくる道路を最低限確保するには26棟が対象になるとかってやっていただいてるんですが、現状の案２の目標だけだと、例えばこれで26棟と36棟を達成したところで何も達成されてないのと変わらないようなことになってしまうのがちょっと勿体ないかなという気がするんですね。ある目的を持って今回の場合は絞り込んでいただいたわけで、例えば26棟が最低限確保されると、この赤いルートは通れるとか、そういうことは最低限達成できるので、目標としてみんなで、というのに対して、段階的に目標を組むというのはちょっと不格好ですけれど、何かそういう段階的であっても、一応ここまではできたねというのが６年後にちゃんと見られるような、何かそういう形にはできないんですか。今のままだと270棟できないともう出来なかったというような結論になりそうな気がするんですけれど、そのあたりどうなんでしょうか。

【委員】　　おそらく２番のところの大きな目標のところの下位の目標として、その中で270棟のうち26棟、36棟というところから優先的にどんどん進めていくという。下位に目標持ってますよというなんか二重構造ですね。

【委員】　　それが見える形でちょっとおいた方が、なんかもったいないかなという気はするんです。

【事務局】　　前回の計画でもそうなんですけど、目標１としましては、府民みんなでめざそう値ということで高めの大きい目標を置きまして、目標２ということで、具体的な目標ということで、今回でも、前回ご意見いただきました、例えばこちらの広域ですと、全てにきっちりあたりましょうということですとか、特に危ない建築物ですとか、大事な路線なんかで優先化をしてやっていきましょうということを、目標の２として、定めようと思っておりますので、そのあたりで例えば５年後なんかに進捗管理をしたときに、目指そう値の270棟に対してはそうですけれど、さらに優先化してやったことについてはこういう成果がありましたということはお示しできるかなというふうに、前回の計画もそういうふうに作っていただきましたので、今回もそういうパターンでいかせていただきたいと思っております。

【委員】　　前回のものでいうと15,16,17ページというのが目標１とか目標２の１，２の２って書いてますけど、こんなことをイメージすればいいということですよね。その他ご意見いかがでしょうか。いろんな意見は出ておりますけれども目標を後退させることではなくて、あえて少し高めの積極的な目標を提示するというその背景には、さきほどの委員のお話のように、現状かなり厳しいよという客観的な認識がある中で、あえてこういう目標を掲げるのは、というところもちゃんと伝わるようにですね、しながらということが条件になると思いますけれども、今のご議論の趨勢でいきますと、大規模それから広域緊急交通路も一応事務局原案の案の２という2025年に概ね解消という目標を設定しておくということでよろしいですか。

いろんな意見を踏まえてということなので、そのあたりもしっかりと認識いただいて、ちょっと書きぶりも工夫していく必要があろうかなと思います。

今、最後に議論になりましたけど３つ目の広域緊急交通路沿道建築物の方で優先すべき路線とか、それから建築物の選定に関しまして、一応ステップ１，２，３といったような形の絞り込みの例を示していただいてますけど、これに関して何か更に、本当はこういうとこをもっと見た方がいいよとか、ご意見いかがでしょうか。

このステップ３のところで安全性区分Ⅰとピロティ形式というふうに書いているんですけれども、ピロティと言われるとちょっと危ないなとわかりやすくて、阪神淡路のときもやっぱり１階部分がピロティーのものが被害を受けたという報告もあるんですけれども、ピロティのように見えなくても、例えば１階店舗の建築物で壁体が少ないようなものというか、そういうものはどうなんでしょうね。それ大丈夫ですか。大径間の結構大きな空間を１階に持っているような建築物というのはピロティの建物とあまり変わらないような強度のような気もするんですけれども、特にやっぱり沿道なので１階店舗のものは多いんですけれども、都心部ですとそんなに間口は広くないのでスパンといいますか、径間はそんなに大きくなくて、壁体なくても大丈夫なような気はしますが、この辺はいかがですかね。委員とか専門的な見地からもう少し、こういう視点でも危ない建築物ってピックアップできませんか。

【委員】　　そうですね、実際の倒れる倒れないでいくと、施工の問題というのが、実際には大きかったりもしますので、一概には、言えないかと思います。

【委員】　　図面上の構造の問題ではなくて。

【委員】　　そうですね。E-ディフェンスの実験でも施工不良による破壊の方が大きいです。それと、経年の劣化もあると思います。今の耐震診断では経年指標という形で、築年数で建物全体を数％、Is値を低減するという方法ですが、それはあくまでも全体を低減しているだけであって、１階の各部の柱が弱いかどうかは見れていない。そういう意味でいうと、時間が経っているものの方が危ないのかもしれないなというようなイメージはあります。

【委員】　　阪神淡路のときには結構中間階の座屈っていうのも多くて、中間階の場合はかなり高層でない限りは、道路の方には崩れてこないんだとは思うんですけれども。やっぱり地震波のスペクトルによっては被害の受ける場所が低層階だったり中間階であったりとかいろいろ変わってくる可能性があるんですね。

その他特によろしいでしょうか。よろしければ一旦この１番の議題については、先ほど申しましたように、目標設定につきましては、大規模も広域緊急交通路沿道建築物も案の２、2025年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消することを目指すということにさせていただいて、選定方法につきましては、先ほどちょっと出てきた、築年数といいますか、そういった辺りも少し考慮いただくといったあたりを考えていただければと思います。

**議題(2)　国における大阪北部を震源とする地震に係る建築物等の被害状況と今後の取組みの検討状況**

【委員】　　それでは、議題２の方に進ませていただきます。国における今後の取組みの検討状況ということで、大阪北部を震源とする地震にかかる建築物等の被害状況と今後の取組みについて、資料２ですかね、事務局の方から説明をいただければと思いますよろしくお願いします。

【事務局】　　（資料２により説明）

【委員】　　ただいま事務局から説明のありました、国の検討状況ですけれども、これらについてご質問ご意見等ございますでしょうか。ブロック塀とエレベーターに対する状況についての報告がありましたけれども、特によろしいですか。

それでは、２番の議題につきましては以上ということにさせていただきます。

引き続き事務局の方では、情報収集していただいて、またご報告いただければと思います。

**議題(3)　「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づく更なる耐震化の取組みの中間とりまとめ**

【委員】　　では議題３の方に参ります。議題３は中間とりまとめ案についてということになります。これにつきましても事務局からまず説明をいただいて、その後意見交換したいと思いますのでよろしくお願いします。

【事務局】　　（資料３、４により説明）

【委員】　　ただいま事務局から説明いただきました。

前回の審議会でのご意見ですね、A3の方にまとめていただいたりしてますけれども、体系の中にご意見を貼り付けながら、それをもとに、資料４の中間とりまとめ案について作成いただいたという状況になっています。議論としては、資料４の方を中心に進めていきたいと思いますけれども、資料４につきまして、全般的にどこでも結構ですのでご意見、ご質問あればいただければと思います。資料３についても何かご意見あれば。マトリックスにして整理していただくとこの辺が白くて何か意見がなかったのかな、抜けが発見できるかもしれませんけれども。主に資料４の方でご意見いただければと思います。

【委員】　　資料４の方でです。

３つ気になる単語があるんですけれども、１つは複数出てくる、例えば６ページの住宅のところの（1）のところですね。「より一層の」っていう単語がいろんなところに使われているんですけれども、これは今の施策をこのまま着実に実行してくださいっていうことなのか、それとも、今やってないこと、加えてプラスアルファして何かをしてくださいっていうふうに我々が審議会で言ってるのか、審議会ですので、責任持って書かないといけないと思ってますので、プラスアルファっていうことであれば、もうちょっと具体的に書かないと、答申にはならないんじゃないかなというふうに思います。まず「より一層」の中身が何カ所かありますので、具体的に教えていただければと思います。

２つ目はインセンティブという言葉です。６ページのブロック塀のところに、実効性のあるインセンティブが必要ですっていうふうにあるんですが、これはあえてぼやかして書かれたのかなというふうにお察しします。この資料３の方の最初の全体概要の左下のところを見ると、これは委員の皆さんの意見の中で、左下、「所有者の負担軽減」「早く撤去できるような手厚い補助」要するにお金のことですよね。ですから、除却に対する補助を必要だっていうふうに、委員としては発言しているんですけれども、これがインセンティブという言葉で丸められてるのが適切かどうかっていうことがちょっと疑問に思います。行政の計画であれば、それでいいのかもしれませんけれども、答申ですので、言ったところを丸めて、書くっていうことが本当にいいのかどうか、です。

３つ目は「働きかけ」という言葉です。８ページに出てきます。さっき委員がご指摘いただいていたと思いますけれども、「働きかけ」というのは非常に便利な言葉で、ちょっと言ったことも働きかけになりますし、すごく頑張って、いろんな対策であったりインセンティブを用意して実行を促すっていう高いレベルの取組みまで「働きかけ」っていうふうに言葉で置き換えられるんですけれども、もうちょっと具体的に、府としてはこういうことをすべきなのではないかっていうことをわかるような書き方にできないのかっていうのが意見です。

最後にさっき言い忘れたことで、ブロック塀のインセンティブの事なんですけれども、７ページのところを見ると、３つ目の丸のところですね。ブロック塀を早急に撤去するために、全市町村において所有者へ支援策が講じられる必要がありますっていうのは、これは都道府県としては直接やらないけれども、市町村がやりなさいっていうふうに私達が言ってるってことになるんでしょうか。なぜ府はやらなくて、市がやるってことで説明書かれたのかってことを、ちゃんと理解していませんでしたので、その点について教えていただければと思います。以上です。

【事務局】　　まず、「より一層」のところですけれども、６ページの住宅の「より一層」と書かせていただいているのは、当然今やっている住宅への耐震化の促進を着実にやるというのもあるんですけど、まさに、その下に書かせてもらっている、今回北部の方で被災しまして、一部損壊とかになった住宅がございまして、例えばそれについてですね、普通に補修していただくだけでなく、なんとかそれを補修プラス耐震改修していただけるように、ここに書いていますように、今まで、診断・設計･改修とやっていた手続きをパッケージにするとか、実際に改修の周知を図るために、罹災証明の窓口なんかにもそういうのを置かしていただいたりだとか、あと、新しく府のほうで作りました融資のところにも、そういうご案内をさせていただいたりとか、少しでも今回の地震を踏まえまして、具体的に今被災したものをやってもらったり、また、後ろに書いておりますように、今回被災していないものにつきましても、高まりがございますので、それをつなげていくということを、今着実にやるんですけども、この機会を捉えて、普及啓発なんかを、もっと効果のあることをやっていきなさいということを言っていただく、という、そして我々もそういう具体的に何個か手を打っていきたいと思いますので、そういう意味で書かせていただいております。当然、今やっていることも着実にやっていくことを、今回の地震を踏まえて、さらにもっとやらなければいけないという意味で書かせてもらっています。その下のインセンティブの話なんですけど、ここは、資料３でもブロック塀等につきまして、施策の方向性と具体的な取組みということで、実際の具体的な取組みがそういう補助制度だったりするんですけど、それを出してくるのに、その上のところで、ご意見にインセンティブとかないとなかなかできないからねということをおっしゃっていただいたところを捉えて、実際にやる中身としまして、具体に支援策があるというように考えています。

７ページの中の全市町村においてと書いてますのは、我々府は何もしないということでは全然ございませんで、今の木造の補助制度も、基本市町村が補助をするというようになってまして、それに対して、府のほうが市町村に補助を出しているという形になっております。

今回まだブロック塀につきましては決まってないんですけども、我々、一生懸命やっておりまして、それは何かというと全市町村でそういうブロック塀の補助とかを作っていただかないといけないと思ってますので、それに対するものを我々もやっていくというように、決して全然、やらないとかではなく、仕組みとしてそうなっていますので、逆にそれがちゃんとできるように府としてがんばっていきます、というものでございます。

「働きかけ」については、安易に使ってしまっているところもあるかもしれませんので、そこは全部チェックしまして、修正すべきところは直していきたいと思っております。

【委員】　　インセンティブに関係して資料３のところであった消費者の負担軽減っていう撤去費用に対する手厚い補助みたいな、少し踏み込んだ表現もこちらに追加していっていただくということですかね。

【事務局】　　所有者の支援というのはそういう意味で書かせていただいていたのですが、表現方法をまた考えます。

【委員】　　資料４の６ページの１の（2）具体的な取組みで今回の地震で被災した住宅については、「手続きの簡素化を図るなど、耐震改修工事が速やかに行われる方策を検討、実施」って書いてるんですけど、「手続きの簡素化」というのは具体的にはどのようなイメージで書いていただいてるんでしょうか。

【事務局】　　今はまだやっている途中なんですけれども、例えば、木造の耐震改修とかですと、始めに耐震診断していただいて、その次にそれを踏まえて設計補助の申請をしていただいて、その結果を踏まえて改修の補助の申請をしていただいております。実際それをパッケージでやっていただいている市もあるんですけど、全てのところではございませんし、また、パッケージも３ついっぺんではなく、診断と設計のセットや、設計と改修のセットなど、いろいろあるんですけども、今回まさにこんな地震が起きて壊れているような住宅で、あきらかに診断をと言っている状態じゃないようなものにつきましては、一括で申請していただいて、診断から改修まで全部できるような、そういうことができないかということで、取り組んでいるところでございます。

【委員】　　先ほどの「より一層」っていうのがいろんなところに出てくるんですけど、もう少し具体的な表現にもう一段、おろして書いていただくのと、先ほどの目標の設定のときには2025年っていうあたりに設定したっていう部分だと、時間的にも加速していくようなっていうか、割と早く着手してっていったような、時間軸のイメージもでるといいなと思うんですけど、「より一層」だけだとなんか、増やしていくみたいな感じなんですけど、南海トラフ大地震が迫っているみたいなことも踏まえながら、危機意識を高めていくと、とにかく早急に手をどんどん打っていかないと、遅れ遅れになればなるほど、また大きな災害で被害を生んでしまうんだよっていう、なかなか過去の災害が教訓になって反映していかないところがあるので、ちょっと時間的にも早期着手みたいな感じのイメージが出てくると、この2025年っていうあたり７年後を目途にしてるっていう、７年ってとこがわりと中期計画的な話ですから、もう本当に実効性ある計画を立ててどんどんやっていきますよっていう意図になるので、その辺が伝わる表現が上手く入ればいいかなと思いました。

【委員】　　先ほどからの続きになるんですけども、現状認識のところでやはりもう少し危機感が欲しいかなと思います。例えば２の現在の耐震診断義務化建築物の状況でも、この状況でどうなんだと、どうみるかっていうことですね。このままじゃ全然あかんよっていう話であったりとか、そういう内部環境的な危機感。３は国の動向なんですけれども、国がこういう動向なので大阪府がこうしますでは、大阪府はちょっとまずいんですよ。何故かというと、南海トラフの地震はやっぱり西日本側なので、国のその強靱化対策よりもこちらは一歩進んでいかないと、大阪府として、非常にダメージを受けてしまうというちょっと危機感が足らない気がする。今の書きぶりではですね、そこが足らなくてね。ましてや北部地震が起きたと。言い方は悪いですけども、あの程度のマグニチュードの、あの程度の揺れであっても、この程度の被害が出ているわけですから、そういう意味では非常に切迫感がある状況だと、特に耐震化に関しては。そういう環境であるということは答申で言っておきたいなという気がしました。なのでちょっとベクトルを、傾きを加速していかないと、大阪府としてまずいんです。国としてとか、国の政策に乗っていくではちょっとまずいという審議会としての立場を明確にした方がいいんじゃないかなと思うんですよね。大阪府は、国がこう変えてきたからそれに乗って審議会を立てて計画を修正します、ではちょっとまずいと。地震も起きたということを含めて、そこを加速していくような現状認識の書きぶりが欲しいですね。それが１点目です。

もう１点は、現状認識の４でブロック塀の話が書いてあるんですけども、僕はそのブロック塀の被害が出たというのは、過去の地震からあったものなので、それほど特異ではないと思っているんですよ。ただ、今回の地震で重要なのは、公共建築物のブロック塀で被害が出たことでして、つまり民間に対して働きかけをしていくので大変だ、ではなくて、自らの建築物、構造物によって死者が発生してしまっているという、結構これも危機的な事案であるということで、一般のブロック塀が倒れたっていうのよりももう少しこれも危機感が必要だと思うんですよね。それをもう少し書き込んでいく意味では、公共建築物とかその周辺状況の安全化はもう徹底的にやりますよ、ぐらいのことを書いた方がいいんじゃないか。建築物の耐震化の中では、それをもう言っていっていいんじゃないかなと思っていて、そういう意味では公共建築物の耐震化は当然のことながら平成37年には完全に終わってますよと、完全耐震化ができてますよとか、ブロック塀はもちろんのこと、エレベーターも出てきているので、少なくとも公共建築物では、この時点では、ブロック塀もエレベーターもそれも完璧にやってますよ、ぐらいの目標はあってもいいんじゃないかなと思うんですよね。そこはそんなに難しい目標設定でもない気がするので、民間への働きかけという言葉がどんどん出てくるのは、ひっくり返して言うと、公共はきちっとやりますということをやっぱり示した上でじゃないと、ちょっと無責任な計画にもなりがちだと。公共ができないのに働きかけて、それをどうこうと言われてもそれはどうなんだということもあると思いますので、少なくとも府が持っている建物、府が持っている構造物、及び市町村が持っている公共的な建築物に関しては、徹底的に、この期間までにはやりますということを書き込んでほしいなというのが、やっぱり北部地震を経た後の現在の環境だと思うんですね。もう少しその公共として自分たちで具体的にやるもののことも含めて書き込んでほしいなというふうに思います。

【事務局】　　現状認識のときにおっしゃるように、危機感を持ってとか、きっちり書かせていただきたいと思います。公共のものも当然やるということで、例えば大規模のところも、粛々とやらせていただいているのですが、大規模のところなのか、目標設定のところで書くのか、認識かなんかのところでさらに公共はやっていくということを書くのかどのあたりで書き込むか、ちょっと検討させていただきます。

【委員】　　最初の委員のお話からもずっと繋がってると思うんですけど、「更なる」ということですので、更なる耐震化の取組みについてということで、その本編のやつと、どこが「更なる」になってるのかなと見比べてるんですけれど、「更なる」の部分を「更なる」という言葉だけで書いてしまっているという面も何かあるかなと思ってたんですね。やっぱり具体的にもう少しイメージというようなものが伝わるような、何かそういうのも入れていた方がいいかなと。その一つが今回の地震が実際に起こったということだと思うんですね。その後にまとめるということですから、今、お話が出たブロック塀とかエレベーターに関しては本編の前の計画にもちゃんと書いてありますよね。書いてあるんだけど今回わざわざ書くということですから、やっぱりそこに何故更なるなのかというところを、ちょっと加えて書いた方がいいかなと思うんですよね。だからそこが今ご指摘のあった公共の建物について、実際にこういう被害が出て、というところが、クローズアップされると思うんで、その辺に関して再認識したというようなことが「更なる」になるのかなというふうに、そこの点については思いました。それからあと普及啓発という言葉も出てくるんですが、例えば広域沿道とか大規模のところって、では具体的にどうやって普及啓発していくのかということも、それもすでにもうこっちの本編には書かれているんですけれど、そこでまた「更なる」ということでまとめるとなると、やっぱり具体的に何かこう示していかないといけないのかなと。今回公表というようなことが入ってきますから、その公表しているにあたって、僕はあまりIs値というのを詳しく理解はしてないんですけれど、Is値と被害のイメージといったようなものが実際のその建物のオーナーさんに伝わっているのかどうかっていうのは、ちょっと僕よくわかってないんですよね。Is値0.6とか0.3とかっていう数字はよく聞きますけど、それが実際その数字をもって被害がどれぐらい出るのかという、大規模な地震だったらどうかとか中規模の地震だったらそのIs値だとこうなりますよといったような、経年変化とかいろんな要素が絡んでいるのは分かりますけど、何かそういうことも含めて伝えていくというのがやはり知識が増えることだし、普及啓発に繋がるのかなというふうに思います。だから、そういうところも具体的にこういうふうに普及啓発していくんだよということを書いてもいいかなと思います。

それから最初の住宅に関しては、この審議会で今回あまり議論してなかったんですけど、一応書いてあるので、委員がちょっとおっしゃってたんですけど、除却か耐震化かというのも、実際にそのヒアリングとかあるいは進めるにあたって、まずオプションかなというふうに思うんですね。耐震化耐震化っていう中にやっぱり除却、建替えというようなことも含まれていいのかなと。そういうことをそれからリフォームと連携してというのも本編に書いてあるんですけど、例えばだんだん数が減ってきて耐震化してくれない人はどうだろうと、前回の審議会でも議論したんですけど、お年寄りが１人で暮らしているとかそういう人たちにどうやって耐震化を進めるかというのに、やっぱりバリアフリーのリフォームとかそういうようなところとセットにして補助金を出していくとか、多分他の自治体とかでもされているところあると思うんですけど、何かそういう具体的なアイデアというのもちょっと盛り込んでもいいかなというように全体を通して思います。

【委員】　　住宅ですと、今回の地震で北摂であれだけ被害が出てきたということは、大阪市直下で起きたらということを考えますと、全国の密集市街地の３分の１ぐらいは大阪にあるような状況なので。この住宅というあたりは、相当力を入れてやっていかないと被害は大きいなというように感じたんじゃないかなと思います。

耐震化ということだけじゃなくて、今、委員がおっしゃったように老朽の密集建物なんかもう除却あるいは改築みたいな形で、耐震性とか防火性能を上げていくみたいなところが求められると思うので、耐震改修だけじゃないことも何か伝わればいいかなと思ったりもします。そのあたりはこの広域緊急交通路沿道建築のところの耐震性の特に低い建築物と書いてある目標２の２つ目の辺りも、委員がおっしゃったようにIs値0.3より小さいのはもう改修するよりは、改築とか除却していった方がいいというなこともありますね。

【委員】　　そうですね。いいというよりも、Is値を満足するほどの補強を入れると、もう建物の用途として機能しないという現実があると思います。

【委員】　　費用対効果も良くないといいますか、もう改築してしまう方が、といったようなところもあるのかなというふうに。耐震性の低い建物がなくなっていけば、率は上がっていくんですよね。

公共建築の話はこれまでも学校なんかはかなり、建物の方は耐震化を進めてきたんだけど、今回の北部地震ではブロック塀みたいな、ちょっとそういう対象から見落とされた部分がクローズアップされたという特徴もあったのかなという気がしますね。同じような話で体育館の特定天井というか、大規模な天井なんかも東日本のときにだいぶ被害が出たりしたので基準が変わったりして、それはもう今の流れの中で十分対応してるという認識でいいんですかね。今回の北部地震ではあまり体育館の天井が落ちたとかそういうのはなかったんですけれども。
【事務局】　　新しく改正されまして、それをちゃんとやれているかというフォローアップとかの調査が定期的になされて、進められているという、ちゃんとフォローしていきたいと。

【委員】　　最後にご質問という感じで申し訳ないのですけども、耐震診断のところで、耐震診断を行う際のブロック塀、これは屋外のブロック塀の調査もあわせてやっていけばいいということかと思うのですが、屋外のブロック塀についてはブロック塀診断士という何か資格のようなものがあったように記憶しているのですけども、建築士として耐震診断を行うのと、屋外のブロック塀診断士とは別物というふうに認識しているのですが、耐震診断の中でやっていくということになると、それは２本立てで診断するというイメージでしょうか。

【事務局】　　実際にブロック塀の耐震診断ということになりますと、やり方とか今後検討しなければならないところがたくさんあると思います。
　今、国も出しているチェックリストというのは、比較的一般の方にも分かりやすい中身で出しているんですけれども、ご高齢の方ですと、そういうのができないとかありますので、少なくとも本体の耐震診断をしていただくときに、そういうのも併せてみていただくという、まずそういうところから入って。国もブロック塀の義務化とかいう話になってきますと、当然そのへんも絡んできますので、そういう動きも見つつ、検討していきたいと思います。

【委員】　　その他いかがでしょうか。資料４につきましてもいろいろご意見いただきましたので、少し文章を補強したりしていく、ちょっと編集作業が必要になると思いますけれども、本日いただいたそういったご意見を踏まえての修正につきましては、委員である私の方に一任いただいて事務局と詰めていくということでよろしいですか。どうぞ。

【委員】　　全体のお話にはなるかと思うんですけど。この計画の「はじめに」という文言のところでですね、委員がおっしゃられたようにやっぱりもっと切迫してるからこういう計画の見直しがあって、平成37年までにしないといけないんだというのをもう少し前面に押し出せるような、「はじめに」という文章の中に何か入れられたらいいんじゃないかというふうに思いました。

【委員】　　その辺もちょっと加味して考えて作り直していくと思います。

そうしたらそういったご意見を踏まえて中間とりまとめを修正していきますけれども、それを一旦当審議会の審議の結果決定したものとして扱うということでよろしいですか。次のこの審議会は１月でしたよね。それまでにとりまとめという形で一応公表することになりますので、ちょっと私の方に一任いただいて、直して、できればメールで１回見ていただいてという形ですかね。そういうふうに進めていくということでよろしいですか。はい。ありがとうございます。それではそのようにさせていただこうと思います。最終的に調整したとりまとめにつきましては、皆様の方に当然ですけど送付させていただいて、後日公表させていただくという、先ほど申しましたけれどもそういう予定ですのでよろしくお願いしたいと思います。

**3 その他**

【委員】　　それでは次第の方でいきますと３のその他ですけれども、事務局から、何か議題はありますか。特にないでしょうか。はい。特になければ皆さんの方から何かありますでしょうか。ないようでしたら本日の議題はこれで全て終了となります。

**閉会**

【委員】　　次回の審議会の公開に関してですが、ご意見ございますでしょうか。事務局案の通り大阪市の広域緊急交通路沿道建築物の耐震診断結果の公表の有無により、公表されていましたら公開、未公表の場合には全部非公開という形でよろしいですか。

それでは本日の審議会はこれにて終了したいと思います。皆様には長時間にわたりご審議いただきまして、また、議事進行の方にもご協力いただきましてありがとうございました。以上をもちまして閉会といたします。

―了―